

の成形に於て即時相当代価を以て譲渡の決行方を申入れて来たので、組合は曩に貸下げの許諾を得た百八十万円を此の際一挙に下付されんことを請願し、山県内閣は明治三十一年十二月十三日百八十万円の貸付を包含せる追加予算案を決定し、第十三帝國議會を通過させ、明治三十二年一月三十一日京仁鐵道は全く組合の所有に歸し、同年五月組合組織を改めて株式会社としたのである。在韓公使時代には、小村は鐵道問題に關し日露間の國際事情を考慮してさほど乗氣ではなかつたが、次官として本省歸任後は積極的に支援し、買収金額の政府保証に大いに努力するところがあつた。渋沢栄一の回顧録に該鐵道に關し伊藤、井上は消極的であつたが、山県、桂は支援を惜しまなかつたと述べている。朝鮮の動脈鐵道の敷設買収すらその大部分を政府の支援に仰いだのは、當時の資本蓄積の貧弱さを明示するものである。とともに軍事的な考慮が政府をしてかかる積極策を執らしめたのであつた。

第二節 清國に於ける列國の活動

茲に於て転じて、當時清國に於ける列強當年の馳驅の情勢、これの大体を辿り知るに非ずんば以て小村の後年の活動は解し難い。

これに先だち一言し置くべきは、小村の案面に係る當年の對清政策の新生面である。日清戰役後、外務次官の林は出でて駐清公使となり、戦後の日清通商條約の締結、次では居留地問題その他の懸案の折衝に當り、時には強硬の方針を執つて我が目的の貫徹を計つたが、その余波として何程か清國政府の反感を招いた嫌がないでもなかつた。小村は二十九年の六月、原と更替して次官となり、同年十月林も歸朝して露都に轉じ、矢野文雄が代つて北京に出使す

ることゝなつたが、その頃から小村は予ての腹案に基き、漸次對清政策に新生面を開き、清國の我が方に対する信望を繋ぎ日清の關係を根底から築き上げる方針に向つて歩一步を進めた。殊に小村は、清國の開発をもつて我が對清經營の最も急務とし、この主旨で張之洞、劉坤一等有力者を説き、我が國より顧問を聘用せしめ、又清國學生の日本への留學を奨進し、もつて日清兩國の關係結合を永遠かつ鞏固の基礎の上に實現せしめるの計画を立てた。この方針は我が當年の對清關係に一紀元を作したもので、これを發意し且つ実行の端緒を開いたものは実に小村その人であつた。

これより先清國は下ノ關條約の結果として二億円の償金を我が國に支払うことゝなつたが、清國の國幣は窮乏を告げ、これに充てる資金を欠くところからその調達を露國に依頼し、逐次後日の滿洲問題の端を啓くに至つた。露國はさきに独仏兩國を誘い強圧的干渉を我が國に加え、我が一旦取得した遼東半島を清國に還附せしめ、もつて恩威を清國に施したが、更に資金調達の依頼に應じて益々その歡心を収めんとし、仏國と謀つて第一期の払込金一億兩すなわち四億フランを露仏兩銀行から貸与するの契約を取り結んだ。かくして露國が遼東還附に於て、また外債応募に於て努めて清國に友情を示し、その恩誼を清國に感ぜしめたのは、要するに多大の報酬を他の方面に要求しようとする遠謀深慮に外ならなかつた。

露國は一八六〇年（咸豐十年、我が万延元年）の北京條約により、黒龍、烏蘇利一帯の地を領有するに至つた結果として浦塩港をその手に収め、これを通商港に兼ねて一大軍港と為さんと欲し、その設備に着手すると同時に、同港と本國との鐵路連絡を企圖し、西比利亞大鐵道の計画を立てたのは人の知るところである。然るにその東部鐵道は黒

龍烏蘇利の両江に沿うて迂回せねばならぬから、その距離大に、工事費も嵩まり、加うるに沿道一帯多くは不毛の地で、人口糧食共に乏しいから、工事の困難に加え竣工後も収利は予想ほど多大ならざるの憾があつた。故に出来れば道を満洲蒙古に藉り、直路浦塩港に向うの利便多きに若かない。そこで時の駐清露国公使カシニーは往年（一八六〇年）に英仏聯合軍の北京を陥れた時、露国が清国のために居中調停の勞を執り、その報償として黒龍江以北の地を談笑の間に手に入れた当年のイグナチエフの故智に倣ひ、日清講和干渉の報酬として李鴻章を利用して清国政府から北満の通路を獲ようと画策した。李の下ノ関講和以来廷臣の讒咀に由つて官職を褫かれ、頗る失意の境遇にあるを察し、カシニーは李を有力な地位に復せしめ、その勢力を藉りて目的を貫徹せんと苦心した。丁度その翌明治二十九年の春、露帝ニコラス二世の戴冠式に際し、是非共李を特派大使としてモスクワに派遣するよう使唆したので、清国政府もこれを聴き、李を前官に復して遣露大使の命を授けた。

李がこの大命を帯びて露都に向わんとするや、カシニーは更に密かに清国当路者に向ひ、遼東還附の尽力に対する報酬條件を確定すべき権能を李に与えよう慾憑した。清廷は遂にこれに応じて李にその権限を附与した。そこで李は一面には露帝戴冠式に清国を代表し、他の一面には露国に対する謝恩の一條約を締結するの任を帯び、一八九六年・明治二十九年の三月天津を發し、上海より仏国郵船に投じて二十四日西航の途に上つた。当時李は西欧二三の政府の慾憑により先づ倫敦に渡り、伯林を過ぎ徐に露都に向うはずであつたが、西比利鉄道の満洲線を如何にかして成就せしめんと苦心するウキツテは、英独諸国に先んじて李を抱絡するの要を認め、露帝に勅めて勅使をポートサイドに派して李を同地に出迎え、直ちに露都に拉去することにした。かくて李は同地から直行して露都に入つたが、露帝は李

に最高勳章を授け、優遇款待その限りを尽した。

露国政府はこの機を逸せず、迅速に李との協商に取りかゝつた。外相ロバノフは極東の事情に通じていないとの理由で、蔵相ウキツテが勅命に依り李との折衝に當ることゝなつた。ウキツテの回顧録にいう。

『余は予て聞き及んだ。清国人は事を急ぐをもつて甚しき野卑と爲し、用務は徐々焉と、かつ式礼に則りて行わざるべからずとするものだから清国役人と談判するに方りては、先づもつて急遽の色を示すなきを要すと。李鴻章は大蔵大臣として余に先づ來訪の礼を致した。李が余の賓室に入らんとする時、礼装せる余は出で、これを迎え、互に頓首して相祝し、次に余は李を導いて第二の賓室に請じ、極めて莊重に茶を薦めた。主客相坐し、雙方の隨員從者は皆端立する。茶終るや、余は李に喫煙如何を問うた。李はあたかも馬の嘶声に似たる音調で何事か隨員に命じた。すると隣室から二名の清人從者、一人は煙管を、他の一人は煙草をいづれも手にして走つて來た。そこで喫煙の儀式は始まつた。李の從者は敬跪して或は煙管を持ち支え、或はそれに火を点じ、そして李は坐してそれを吸ひ、頗る晏如なる風である。察するに李は努めてかかる莊重の礼を余に誇示せんと欲せしものゝ如く、しかも余は却つてそれ等の動作に一向無関心の態を示した。李は我が皇帝、皇后、各皇子の健否を繰り返して問い、余もまた清帝、西太后、及びその近親の安否を興味をもつて尋ねた。この來訪第一日には、もちろん用談に入らなかつた。次の会見日に於て、李はその苦心慘憺の式礼も余に何等の印象を与えないのを見、生真面目の度合も何程か減じた。その後モスクワの戴冠式諸日に至りては、李は毫も威風を示すなくして余と会談し、城府を設けないで事務的に商議した。

これ等会商の際に於て、余は李に対し露国が輓近清国のために力を添えた次第を語り、清国領土保全主義を声明したる露国は將來とても依然この主義を執りて渝らざることを証言し、但しこの主義を支持して動くなからしむるには、緩急事あるの日露国は清国に武力的援助をなすの位地にあらざるべからざること、我が軍隊は露露に集中しているから清国に武力的援助を与えんとするに、是非共露露と浦塩港とを鉄道にて連絡せしむるに非ずんば不可能なること、露国は日清戦役中浦塩より若干の部隊を出動せし

めたが鉄道の連絡なかりしがため、その行動極めて緩慢で、その部隊が吉林に達したるは既に熈戦の際であつたこと、故に清帝国の領土保全を固く支持せんには、露国が蒙古及び北滿洲を通過して浦塩に到るべき最径路の鉄道を有するのが必要なること、この線路による鉄道は清露兩國の生産力の発達に寄与するの大なること、日本とてもこの鉄道により自国とその文明先進国として仰ぐところの西欧諸国との連鎖を得るから、これに對し好意的態度を執るべきは疑なきこと等を説いた。もちろん李はこれに對して異議を唱えた。けれども余は李の論調に依り、彼が若しこの提議が露帝の希望に出ずることの確実なるを知らば、これに同意するに至るべきものと判断した。故に余は皇帝に李を引見せられたき旨を奏上し、帝にはこれを納れ、李に謁見を賜つた。内謁見であつたから、新聞紙は毫もこれに氣附かなかつた』(Yarnolinsky, *Memoirs of Count Witte*.)

ウキツテの説法論拠なかなか面白い。かくて彼は遂に李を説伏し、西比利亞鉄道を黒龍吉林兩省を通過して浦塩に達せしめるはもちろん、露清兩國互に武力をもつて相援けることを約した防守同盟の密約に同意せしめた。ウキツテはその成果を皇帝に奏上し、更に外相ロバノフと相議して條約文を作製し、五月二十二日(露曆)モスクワに於て露国側ではウキツテ及びロバノフの兩名、清国側では李鴻章、いずれもこれに調印した。全文六箇條で(外に本條約の用語に関する議定書がある)その内容は左の如くである。

露清兩國皇帝ハ東方現在ノ和局ヲ保守シ將來他國ヲシテ再ヒ亞洲ノ土地ヲ侵占スル様ノコトナカラシメント欲シ禦敵相互援助條約ヲ締結スルニ決シ茲ニ兩國全權ニ命シテ左ノ條款ヲ約定セシム

第一条 日本国若シ露領東亞ノ領土又ハ清国或ハ朝鮮ヲ侵占スルコトアラハ直ニ本條約ニ牽礙スルニ付即時約ノ如ク弁理スヘシ是等ノ場合ニ對シ兩國ハ次ノ如ク約明ス即チ海陸各軍ノ其時ニ際シ能ク派遣シ得ベキモノハ尽ク之ヲ派遣シ相互ニ援助スヘク軍器糧食モ亦力ヲ尽シテ相互ニ接濟スヘキモノトス

第二条 清露兩國ハ既ニ協力シテ敵ヲ禦クコトヲ決シタレハ兩國共同商議ノ上ニアラサレハ一國单独ニ敵ト和約ヲ議立スルコトヲ得ス

第三条 開戦ノ場合必要ノ事アラハ清国ハ總テノ滿洲ヘ露国軍艦ノ入港ヲ許スヘシ若シ需ムル所アラハ地方官ハ力ヲ尽シテ幫助スヘシ

第四条 露国カ將來露兵ヲ輸送シテ敵ヲ禦キ且軍器糧食ヲ接濟スルニ當リ其妥速ヲ期スル目的ヲ以テ清国政府ハ黒龍江吉林地方ニ於テ鐵道ヲ聯絡敷設シ以テ浦潮斯德ニ達スルコトヲ許ス但此鐵道聯絡敷設ニ関シ端ヲ藉リテ清国ノ土地ヲ侵略スルコトヲ得ス亦清国皇帝固有ノ權利ヲ侵害スルコトヲ得ス其工事ハ清国政府ヨリ露清銀行ニ命シテ承弁セシム可シ其契約條約ハ在露清国使臣ト銀行ト近ク商訂スヘシ

第五条 露国ハ第一条ノ敵ヲ禦ク時ニ於テ第四条ニ記セル鐵道ヲ用ヒテ軍隊糧食軍器ヲ輸送スヘシ但平常事無キトキ露国ハ亦本鐵道ニ在テ通過ノ軍隊糧食ノミヲ輸送スベク列車運轉上一時停車スルノ外他ノ理由ニ依リ停留スルコトヲ得ス

第六条 本條約ハ第四条ノ契約批准ノ日ヨリ起算シテ十五年ヲ期限トシ滿期六カ月前ニ兩國再ヒ商議ノ上期限延長ヲ行フ

ロバノフ
李鴻章
ウイツテ

光緒二十二年四月二十二日

露曆千八百九十六年五月二十二日

莫斯科ニ於テ訂ス

この露清密約のことは、爾來一二の新聞紙がその消息を伝えぬでもなかつたが、その実否は問題とされていた。然るに後年義和團事変の際露兵が清廷禁苑内でその正文を鹵獲し、降つて明治三十六年十二月三十一日及び翌三十七年

一月一日の上海中外日報に、李鴻章がモスクワ滞在中総理衙門との間に往復した機密電信の全文が掲載せられるに及び、その締結始末は逐一明瞭となつた。若し右締約當時に於て我が国を仮想敵国と明掲せるその内容が早くに邦人に知れ渡つたとしたならば、両締約国殊に清国に對する我が反感は疑もなく高まつたであらう。しかし後年ポーツマス談判當時、小村とウキツテとの間に談これに及んだときは、ウキツテは該同盟の規定は當時単に清国政府をして滿洲鐵道敷設に同意せしむるの手段に過ぎず、真面目にこれを履行するに意なかりしことは日露戦争の成行に徴するも明らかかなりと語り、清国側も初めからその実行を期待していなかつたことは、清廷二三の有力者が言明した事実もある。仮に露国にして該密約の忠実なる遵守に意ありしとするも、爾後露国の對極東政策は着々清国政府の期待したところを裏切つたのであるから、清国政府も格別これを我が国に對する軍事外交上の画策に利用するにも至らなかつたので、寧ろ一片の空文と見て可なるべく、ただ露清銀行の鐵道計画が全然軍事的性質を帶たるの一事を証明した点に於て重要な史料と認むべきである。

この同盟密約の結果として現われた產物は、東清鐵道である。この鐵道は該密約の第四條及び第五條によりて生れ二十九年八月駐露兼駐清國公使許景澄と露清銀行總裁ウフトムスキーとの間に調印せられたる東清鐵道契約に本づくもので、この契約により露清銀行は、滿洲里駅より哈爾濱を経てポリラニチャー駅に達する北滿洲横断の東清鐵道の建設経営に關する一切の事務を委任せられたのである。露清銀行はこの目的のために別に東清鐵道会社なるものを組織することとなり同二十九年十二月、露国政府は東清鐵道会社法を制定公布した。該法に依れば、同会社は前記鐵道の敷設経営、鉱山の採掘、及び他の商工の營業を目的とし、其の創立は露清銀行に於て担任し、会社の成立と共に露清銀行

が條約に依りて有する權利義務は悉く会社に移転すべく、鐵道工事は三十年八月に着手し、六箇年を期して竣工せしむべく、そして營業期限は八十箇年と規定してあつた。踰えて三十一年三月、露清兩國間に旅大租借條約の成つた次第は別に説くところの如くである。

露国が遼東干渉の報酬として多大の要求を清廷に試むべきは当初からの自然の數と見るべきだが、露国と歩調を一にしたる仏独兩國もこれまた応分の報酬を要求せずには止まなかつた。仏国は印度支那の開拓上、雲南への鐵道敷設の企画を久しく抱いておつた。されば仏国は日清戦争後間もなく、清国政府との間に同鐵道敷設の特許契約を結び、清国は雲南、广西、広東の三省に於ける鉱山開掘については先ず以て仏国の資本家及び技師に謀るべく、又仏国の安南に於ける現存及び将来計画せらるべき鐵道は将来協定の條件に依りこれを清国領土に延長することあるべしとの約諾を得た。そしてその後清国に於ける列国の利権獲得運動強烈となるや、仏国もまたその機会を逸せず、清廷に交渉を開始し、明治三十一年四月遂にその要求を容れしめた。すなわちその概略(一)清国政府は東京国境より雲南府に到る鐵道敷設権を仏国政府若しくは仏国政府の指定すべき仏国の一会社に許すべきこと、清国政府は鐵道線路及びその附属建物に要する土地を貸与するの他に何等負担を有せざること、右鐵道線路及び鐵道規則は他日兩國政府に於て協定すべきこと、(二)清国政府に對する友誼の表証として広州灣を九十九年間租借すること、(三)清国政府に於て郵便事務を制定し、外国官吏の助力を求めんとするときは、局員選定に關する仏国政府の勧誘を商量すべきを声明すること、(四)清国政府は東京の接壤諸省の全部または一部を他のいずれの外国にも割譲または租借せざるべきこと等であつた。そして広州灣の租借については、その後総理衙門と駐清仏國公使との間に租借区域條件等の細目を商議したが、容易に

妥結しなかつた。たまたま仏国兵若干名が広州湾附近に於て清国人に殺害された事件が起つたので、その要償として三十二年十一月仏国は新たに(一)広州湾より安舖に到る鉄道敷設権及びこれに必要な土地の譲与、(二)仏清合辦による高州、廉州、雷州の鉱山開掘権、(三)仏国将校の殺害地の知県処罰、(四)被害者遺族に対する救恤等を要求し、清国政府大体これを承諾し、租借地境界についても多少譲歩し、三十二年十一月十六日をもつてこれに関する調印が出来た。

清国政府が此の仏国の要求四項目を容諾するや、英国政府は自国の利権擁護上措く能わずと爲し、これが對抗策として清国政府に対し(一)香港の防備上必要な一切の土地を英国に譲渡すること、(二)南京を開港場とするの約束を速かに実行すること、(三)若干の鉄道敷設権を允許すること、(四)広東に於ける英国の通商的利益の大なると雲南の緬甸の接壤地たることに鑑み、この両省を他国に割譲すべからざるこの四要求を爲し、その結果として英国は先づ香港の対岸九龍に四百平方哩の地域の九十九ヶ年間に亘る租借権を獲た。そして鉄道敷設に関する折衝進行中、露仏兩國を背景とする白耳義資本団の蘆漢鉄道に対する投資問題が起り、英国は揚子江に於ける自国の利益を脅威するものとして清国政府に強硬な抗議を試みるに至つた。その始末は、清国に於ける当年の列国活動の輪贏を溯知するに於て興味淺からぬ所もあるが、余りに煩であるから省略する。とにかく英露兩國の利害は独り蘆漢鉄道に於て衝突したばかりでなく、榆管鉄道すなわち山海関營口線に於ても、またその抵觸を免かれなかつた。榆管鉄道は榆津鉄道すなわち山海関天津線と東清鉄道との間に介在するものであるから、露国の対清政策に少なからぬ關係がある。然るに清国政府は英人キンダーを技師長としてこれに設計を托し、かつその資本は香港上海銀行から借り入れるの契約を取り結んだので、英国は該鐵道を利用して露国の南下を控制する便宜を得るに至つた。そこで露国は清廷に開談し、この鐵道を外国に売却し若しくは抵

当に入れざることを約せしめ、もつて香港上海銀行の借款及び担保を無効に帰せしめようと試みたが、その後三十二年の四月、英露兩國は清国に於ける鉄道敷設区域に関する協商を取り結んだ。この協商は一般協商及び特別協商から成つてゐる。先ず一般協商に於ては、(一)英国は自国または自国臣民のため、若しくは他の者のためにも清国の長城以北に於て鉄道敷設の許可を要求せず、かつその地方に於て露国政府の支持する鉄道許可に対する要求を直接間接に妨礙せざること、(二)露国は自国または自国臣民のため、若しくは他の者のためにも揚子江流域に於て鉄道敷設の許可を要求せず、かつその地方に於て英国政府の支持する鉄道敷設の許可に対する要求を直接間接に妨礙せざること、(三)英露兩國は清国の主權若しくは現存條約を侵犯するの意思を有せず、かつこの協約は双方間に於ける紛議の一切の原因を除去し、極東に於ける平和を確保し、清国の従来の利益を増進すべき性質のものたるをもつて、必ずこれを清国政府に通知すること、以上を約したものである。次に特別協約に於ては、(一)英露兩國は華英公司のために行動する匯豐銀行と清国政府との間に、その敷設に関して既に貸款契約を締結したる山海関牛莊間の線路に関する協商をすることに同意すること、(二)一般協商は毫も該貸款契約に依りて獲得したる權利を侵犯しない。そして清国政府は該線路の敷設とこれに帰属する金錢の支出を監督するために、英人技師一名及び欧人会計員一名を任命することを得ること、但しこの事實は、所有權若しくは外国の監理を構成するものと見做すべからざること、該線路は依然清国政府の監理の下に清国の線路として存続し、かつ清国以外の会社に抵当若しくは譲渡する能わざること、(三)前記の制限に附加し、小黒山より新民庁に到る支線は清国自らこれを敷設すること、そして清国は時々これを視察し、かつ工事の適当に進行しつゝあるやを確保するため、必しも英人たるを要せざる欧人技師を任命することを得ること、(四)本特別協約は露

国政府が適当と思惟する場合に於て滿洲の本線より分派し、西南方に向い新民庁及び牛莊に達すべき支那線路の敷設地方を遷延する鉄道敷設に關する露国政府の権利を毫も妨礙せざること、というにある。

すなわち一般協商は、長城以北をもつて露国の鉄道敷設区域とし、揚子江流域をもつて英国の鉄道敷設区域とするの約束である。長城以北といひ揚子江流域というは、その範圍漠たるものであるが、前者は滿洲蒙古一帯の地を指し後者は英国外務次官の當時下院に於ける説明によれば雲南、貴州、四川、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、河南及び浙江の十省なりとあつた。特別協商なるものは以上の範圍内に於ける除外例を定めたもので、一は前述の榆管鐵道に對する香港上海銀行の投資權を認め、一は小黒山より新民庁に至る支線の敷設と、東清鐵道の本線より牛莊及び新民庁に到る鐵道の敷設で、前者は英国の既得權を保護し、後者は露国のこれに關与する余地を設けたものである。そして「必しも英国人たるを要せざる欧人の技師を任命云々」の如き、露国が曾て英人の技師長キンダーに對して試みた排斥運動の反応と見得るのみならず、「露国の關外に於ける鐵道敷設の要求を妨礙せず」との英国の言質によつても、その意義は露国の東三省に於ける自由行動を承認するものであつたと推断し得るのである。

さて遼東干渉の一員であり、或は寧ろその教唆者ともいわれた独国に對しては、清国政府はその報酬は露仏えの分と同じくする必要はなく、天津漢口に巨大の居留地を交附すれば足るものとしたが、匪望滿々たりし独国は固よりこれに満足しない。一八九六年の五月モスクワの露帝戴冠式に參列した李鴻章が帰途伯林を訪問した際、独帝は李に東遼附の報酬として膠州灣または他の一港の租借の要求を匂わし、独国外相もこれに談及したが李は言を左右に托して応じなかつた。同年末、チルビッツ提督は艦隊を率いて極東に遊戈し、その際密かに膠州灣を探查した。その結果

彼は膠州灣よりも寧ろ厦門附近に望を属したようで、その旨を独帝に復命したが、キール軍港の建築部長フランチウスは勅命に依り、さらに極東に來たり詳に両方面を踏査したる末、膠州灣案を勝れりとしたので、独帝はいよいよ意をこれに決した。翌九七年の初夏、独帝は露都を訪うて露帝に膠州灣租借の諒解を求め、露帝は軽くこれを受諾し、後日その閣議で一混雜を起したという話もあるが、とにかく斯くして膠州灣の獲得について露帝の諒解を得た独帝は、即時その新任駐清公使ハイキングに訓令し、總理衙門に對して敢えて膠州灣と指さず、漠と一港灣の租借要求を試みしめた。しかし同衙門は感ぜざるの風で、取り合なかつたため、彼は何等かの事端を促えて同灣占領の口實に利用せんと志していた。折柄同年十一月の一日、たまたま山東省で二名の独人宣教師が賊徒の殺害に遭うた。独帝は此の機を逸せず、同月九日急命を在上海獨逸艦隊司令官に下し、軍艦四隻を率いて膠州灣に入りこれを占領せしめた。次で独国公使は總理衙門に到つて(一)被害者に對する賠償及び遺族救助、(二)犯罪者の処罰、(三)当該地方官吏の免黜、(四)占領費の賠償、(五)山東省内鐵道敷設の專權及び沿線附近の欽山採掘權、(六)教会堂の再建及び勅建扁額の掲設、(七)將來暴行の再挙に對する担保等の要求を提出したが、態と一語も公然土地の要求に及ばなかつた。蓋し当時独国の態度に對する露国政府の意向未だ判明せず、日英兩國の態度もまた詳知し得なかつたので、初めから公然土地の要求を明言するの危険を慮つたのであらう。清廷では右要求に接して以來、独国をして膠州灣から撤退せしめようとするに急であつたので、その要求箇條を概ね承諾したが、膠州灣撤退の一條に至りては清廷辭を尽してこれを要求したけれども、独使は断じてこれに応じない。さりとて敢えてその割讓の要求をするのでもなく、曠日弥久もつて清廷を釣るの状であつた。ここに至つて談判の主客は次第に顛倒し、清国は独兵の飽く迄撤退を肯ぜざるを顧慮し、已むな

くんば年限を定め、租借の形式で妥協を計るの外ないと感ずるに至つたらしく、寧ろ独国側よりの發議を俟つの姿となつた。樽俎の局面をここに導けるハイキングは、十二月末に至つて初めて膠州湾の九十九ヶ年租借を要求した。清国側は既に膠州湾の一事に倦み厭ける際であつたので、九十九ヶ年を五十年として応諾せんとし、ハイキングは本國政府に請訓の末依然九十九ヶ年説を固執し、清廷遂にこれに屈従し、翌三十一年一月末に至つて談判全く落着いた。

独国がいよいよ膠州湾の租借を公然清廷に要求するや、露國政府は当惑した。時の露國外相ムラヴィエフは、デロンが評して「十九世紀を通じて歴代露國外相中の最も無識かつ最も粗野な人物で、古来外務大臣の踏石とする丁抹駐劄公使在任中、幫間的態度をもつて一部の間に取り入つたのみで外相の印綬を帯ぶるに至つた……彼れは地理を解せず、その英國大使との談判中、旅順と大連とを取り違えて不快の論争に終つたこともある」(Dillon, *the Eclipse of Russia*, p. 248) といへるは幾許の程度に当たれるや知らざれど、彼はこれより先に、露帝からその独帝に対する膠州湾に関する諒解について事後諮詢を受けては居たが、いよいよ独国の正面要求となつて事態重大となるや、極東に對する列強の均勢に一大變化を來たすの虞ありと感ずるに至り、急にこれが對策を攻究した。そしてムラヴィエフは次官のラムスドルフの説を聴いて旅順占領論者となり、独国の膠州湾占領は露國に与うるに清國の一港湾、特に旅順を攫取するの好機會を与えるとの意見を閣僚の間に説いた。程なく露帝はムラヴィエフ、ウキツテ、陸相ヴァンノヴスキ、海相チルトツフを召して御前會議を開いた。席上ムラヴィエフは露國は極東に於て一軍港を要すること、旅順は軍事上極めて重要な地点なること、そして今日はこれを攫取するに絶好の機會なることを説明し、陸相これに賛し

た。海相は寧ろ韓國の一港湾を占領することが軍事上有利であると主張した。非領土獲得論者、經濟的發展論者であつたウキツテはラムスドルフに反對し、殊にさきの露清密約の結果として露國は北滿洲を横断する鐵道の敷設權を獲たのに、今また旅順を攫取するが如きは、清國人の反感を挑發してその敷設上に障害を來たすの虞があるばかりでなく、更に鐵道幹線を旅順に延長するようになれば、他國との衝突も免かれざるべきことを恐れると力爭した。帝はウキツテの所説を可とし、その日は非占領と決した。が蹶えて数日もたたないうちに、帝は翻つて旅順占領の電命を太平洋艦隊司令官に下したのである。

翻つて我が政府の膠州湾事件に對する態度は如何というに、一言にして括れば、要は無力の沈黙というの外に出でない。初め政府は、獨国の舉措をもつて我が國の利益及び東洋の平和に関する重大問題であるとし、しかも独清兩國間に於て本件を無事解決せしめるのが日清兩國のための利益なるばかりでなく、東亞の平和維持のためにも望ましく、清國政府に對し干戈に訴えるの危険を避けて妥協を図るように説くことの利を認めた。駐清矢野公使はこの旨を体して専ら李鴻章と接觸を保つて彼我意思の疏通を計つたが、それ以外には敢えて積極的動作に出でなかつた。蓋し我が國は、當時國際政局上殆んど孤立無援の位地にあり、清國もまた獨国の要求に對抗する力がなかつた。これがため遂に獨国をしてその欲望を達せしめ、更に第二の結果として、露國をして觀觀の端を啓かしむるに至つたのであるが、我が國はその國際的地位に顧慮して敢えて輕々しく動かず、また動くを得なかつた。小村は後日当年のことを語り「あの膠州湾事件の時は、我が國も何か遣つて見たらと思ひ、種々獻策もして見たが、何分示威運動をするにしても時機が悪く、財政も不如意であつたので、結局砲兵工廠の夜業位に止まつた訳である」といつたが、当年の我が國情国力を知

るべきである。またさる程に上述の独清談判が酣となつた十二月中旬、六隻の露国艦隊は長崎を発し、旅順に入つた。同時に駐清露国代理公使は清国政府に対し、独清事件の落着する迄露艦の旅順碇泊の許可を求め、かつその碇泊は一には清国のために英艦の旅順占領を防ぎ、一には必要の場合に露国が清国に友情を表するの機会を与うるであらうと述べた。清国政府は露艦の碇泊は一時的で永久的にあらずとの声言を信じ、かつ露国の援助を受くるの機会を得べき機期を以て、右要求に同意を与えた。同月十七日、在本邦露国公使は西外務大臣を訪ひ、口上書をもつて陳べていう、「独国艦隊は膠州を占領し、その港湾に無期限に碇泊せんとするの意向であるが故に、露帝陛下にはその太平洋艦隊の一分隊を一時碇泊のため旅順に進行せしむるを必要とせられ、清国政府に於ても既にこれに対し同意を表した。貴我両国の友好關係は、東京政府に於て我が目下山東半島附近に於て安全なる一碇泊所を求むるに至れる目的に対し信を置かるゝことを保障するものと信する」と。これに対し、西は日本政府は貴国艦隊の旅順碇泊は閣下の声言通り一時のことなるに充分の信用を置き、その声言を聞き置くとの意を答えた。露国公使の右陳述は曖昧かつ不徹底のものであるが、単にその声言に充分の信用を置き、これを聞き置くに止まつたのはやはり時勢の反映と見るの外ない。

露国の旅順占領は、その本意初めより一時的でなかつたことは説く迄もない。されば露国は翌一八九八年三月、清国政府に対し改めて旅順及び大連並びにその附近の長期租借を要求した。当時陸相クロパトキン¹は、露国の租借は旅順のみにては足らず、軍事的必要に鑑み是非共關東州全部に互らしめねばならぬ、かつ西比利鉄道を同地域に延長敷設するの権利をも獲るを要すと論じ、閣議はこれを容れ、遂に右の要求を清国政府に提出するに至つたのである。そして

該租借要求理由は、「他国が清国を侵略するの虞あるが故に露国はこれを庇保すべし」というにあつて、いうところの他国とは暗に日英兩國を指したのである。清国政府は密かに日英兩國公使に対し右の次第を語り、露国の口実を杜絶するため、この際日英兩國政府から露国政府に対し、毫も清国侵略の意図のないことを言明ありたいと依頼した。英国政府は、英国の政策は既に公然声明したところにて尽くし、今さらかかる言明を進んで為すの要を見ないと答えた。英国の態度は約言すれば、露国が旅順大連を英国の通商に開放し、英人を露人と通商上総べて均等の地位に立たしめるの保障をなすならば、必しもその租借に反対せず、その保障を為さない場合には、英国もまた直隸灣の他の地点の租借を要求するであらうというに外ならなかつた。我が政府はこれに鑑み、清国政府に対しては駐清矢野公使をして口頭で「帝國政府は清国政府の難局に対し誠実なる同情を表し、清国政府の希望する声言に關し熟慮を遂けたるが、その希望に応ずるは素より欲するところなるも、ただ露国の意思要求未だ明白ならざる今日に於て右の声明をなすは時機にあらずと認む」との意を通ぜしめるに止めた。日英兩國の有効的援助に依りて露国の要求を排斥しようと欲した清国政府は痛く失望した。そして露国の要求は益々急である。剩さへウキツテの自記するところによれば、

『余は大蔵省の北京駐在官に電訓し、李鴻章及び張蔭桓に対し余の名に於て妥協を勧告せしめ、かつこの兩政治家に一は五十万ルーブル²は二十五万ルーブルに相当する高価の進物を為さしめた。余が清国人との談判に於て贈賄の舉に出でたのはこの時が始め』³ (Yarnolinsky, *Ibid.*, P. 103)

とある。事実その際右の贈賄があつたか、又贈賄の結果であつたかは詳でないが、李と張とは西太后に露国の要求を容認するの外ないことを奏陳しようで、清国政府は遂に屈し、三月二十七日露国代理公使と旅大租借條約に調印し

た。露国はこれにより旅順大連の二十五箇年の租借権、並びに東清鉄道を旅順大連に接続する本線と管口鴨緑江間より沿岸適宜の地に至る支線を敷設するの権を得、もつてその積年の希望であつた不凍港をその手に握り、その満洲経営に更に一步を進めるを得た。しかも露国はその後間もなく、さらに右租借に關する追加條約を露都で清国公使と締結した。これは旅順大連の租借区域を拡張したもので、すなわち新に金州半島の西岸より貔子窩灣に至る一線以南の水陸を悉く租借区域に入れ、金州城より清兵を撤退せしめてこれを露国の管下に収め、さらに同半島西岸蓋州河口より岫巖城を経て大孤山に至る一線以南を中立地とし、清国は露国の承諾なくしてこれを他国に割譲し通商に開放し、鉄道敷設、鉅山開掘、その他商工業上の利益を譲与するを得ないこととし、また東清鉄道の通過する地方に於ては鉄道の利益を他国人に譲与するを得ないこととし、かつ東清鉄道の終点をば大連と旅順との二港に定めた。ここに至つて遼東半島は挙げて全く露国の權下に歸した。加うるに翌九九年四月二十五日、更に遼東半島租借地境界議定書を調印し、これにより遼東租借地の北に位する中立地帯の境界は蓋州の河口に始まり、岫巖を貫いて東南に向い、大洋河の左岸に沿ふてその河口に達し、海洋島は露国の有となり、露国は租借地の北方境界線と併行する緯度以南の諸島及び水面を使用するの権を有し、廟群各島は租借区域には入らざるも、清国は同島の使用を別国に許与しないこととした。されば南は廟群島より北は蓋州河及び大洋河をもつて限れる海陸の大区域は、他国の一指を染むる能はざる地となり、直隸灣の管鑰は露国全然これを掌握するに至つた。往年我が国の遼東に領土を有するを東洋の平和に害ありとして戦勝の果実を我が国より奪い去つた露国は、今や一兵も動かさず、一錢も費さないで、租借の名に於てこれを自国の准版図に入れ、もつて清国の咽喉を扼し満洲の脊髓を抑えて東亞を睥睨し、そして我が国は指をくわえてこれを

眺めるの外なかつたことは、畢竟は国力不足のためである。

英国はそこで対露均勢の維持上、旅順を控制するに足る根拠地を得ようと企て、三十一年四月一日我が国に対し、「日本軍の威海衛より撤退後、露国の旅順租借と同一の條件で同地の租借を清国政府に要求するの已むなきに至つた」ことを内牒した。我が政府はこれを認諾し、同時に将来日本は自己の安固のため、またはその利益増進のため、必要の場合に英国政府の同情援助を期待するの意を通じた。これ我が国が英国に対し一の協調を求めたもので、従来英国に対して執つた消極方針から一步進めたものである。英国政府は次で威海衛の租借を清国政府に申し込みその異議を排し、遂に四月三日清国政府をしてこれを承諾せしめた。程なく我が国は清国より償金の皆済を受けた。一説に、英国の右威海衛転借の提議ある以前、予て清国財政の償金皆済に困難なるを知れる小村は、一面に清国に対し相当利子を附して償還を延期せしむることとし、その間我が国は威海衛の占領を継続して東亞の均勢を維持し、そして他面には我が方に於て是非共必要とあらば清国に求める利子よりも低き利率で所要金額を他の某国より借り入れ、これにより一挙兩得の利益を収めては如何との意見を持つていたが、井上蔵相（馨）は肯ぜず、「何でもかでも清国の償金は現金にて約束通りに受領せねば我が財政は立ち行かぬ」と頑張り、小村の説は遂に用いられなかつたと聞く。とも角我が国は清国償金の皆済に接したので、五月二十三日をもつて我が駐屯兵を撤退せしめ、そして英国軍隊は代つて同地を占領した。当時在本邦英国公使の我が政府への通牒にいう。

『本使の英国支那艦隊司令長官セイムニア中将より接したる報告によれば、日本軍隊の占有せし兵營は秩序極めて井然、かつ極めて清潔、器具も多数に残留しあるを以て、英国軍隊の便宜を得たる實に少からず、帝国政府のかかる周到なる好意の措置は早速本

国政府に報告すべきも、とりあえず右に対する謝意を帝國政府に申入れ呉れ候様同提督より依頼有之云々」次で英本国政府よりも同公使を経、我が政府に対し鄭重な感謝の挨拶があつた。これただに我が軍隊に対する称讃のみでなく、同時に我が国民性のあらわれというべく、その如何に好感を英國政府に与えたかが窺われる。

かくの如く、歐洲列国は相競うて港灣租借の要求を清国に迫り、はた清国に於て利権の範圍を劃定し、英國は揚子江沿岸一帯の地に、また仏国は広東、広西、雲南の三省に、他国をして一指を染めしめざるべきを清国に約せしめ、独国はますます山東全省にその勢力を拡張するの歩武を進めて怠らず、この状態にして底止するなくんば、我が国は將來遂に東亞大陸に寸歩をだに容るゝ能はず、我が境土も為めに列強の脅威を受くるの禍患を招かずんばやまない。要するに独国の膠州灣占領のことありて以來東亞の形勢はとみに一変し、我が政府はこの局面の變転に應じ、他の一方には我が新領土たる台湾の安全を保障せんがため、清国政府の福建省地方を他国に割譲または租賃するが如きことからしむるを必要を認め、同政府をしてこれを承諾せしめ、列強の大陸侵略に遅れをとらざらんとした。

この承諾は積極的利益を我が国に供与せしめたものでないまでも、消極的には重大なる利益あるを認むべきである。蓋し福建省は台湾と一帯帯水の間にありて、台湾貨物の出入、民人の往復甚だ繁く、随つて台湾は福建の經濟を補い、福建は台湾の富力を助くるの状があり、彼我關係の密なること固より他省の比でない。故に若し別国にして福建を領有し、又は租借するものあらば、この特殊關係は攪乱せらるゝなきを保しない。かつ福建澎湖島間の一水路は南方に於ける支那海の鎖鑰で、我が国にしてこれを利用せんと欲せば澎湖島の対岸たる福建を他に占拠せしむるの不可なるはもちろんである。右の保障の価値はここにある。

伊国もまた負けず劣らず、突如活動を開始し、清国政府に対し三門島及びその対岸地域を海軍用地として二十五カ年ないし五十年の間租借すること、及び浙江省の全部を別国に譲与しないことの約束を要求し、示威的に軍艦五隻を三門灣附近に集合せしめた。けれども總理衙門はこれを峻拒し、伊国側にもその後種々の経緯ありて、結局その要求を固持せぬことになり、暫く談判を中止している中に義和團事變となり対清要求はその儘自然消滅となつた。

これより先清国に於ける列国の勢力範圍若しくは利益範圍の劃定がややもすれば事實に於て他国の政治的若しくは經濟的勢力を排斥して自国独りその利権を壟斷するを意味するに類し、一歩進まば清国分割の端緒とならざるを保せざるの趨勢となつたので、米国政府は率先して清国に於ける門戸開放機會均等主義を唱道し、此の主義を以て三十二年九月、先づ英露独仏の四国に、次で十一月我国及び伊国に同意を求めた。由來清国に關し至大至重の利害關係を有するもの、列国中我国に若くものなく、随つて米国の之を列国に求むる、先づ之を我国よりするを順序とすべきに、米国が伊国は暫く措き我国への照会を特に後廻しにしたる其の理由としては、日本は當時清国領土内に何等租借地を有せず、随つて米国政府は日本に対しては特に詳細の説明を為すの要ありと爲し、特に郵便にて在本邦自国公使に訓令を發したるが故と釈明せられた。米国政府の右六国政府への照会行文は一樣ではなかつたが、其の本邦政府へ宛てたるものに就て之が要旨を挙げれば、米国政府は清国の版図内、殊に清国に於て歐洲某々国の要求に係る謂ゆる勢力的又は利益的範圍内に於て、米国其の他各国の商工業に対し通商航海上全然均一の待遇を保障せんことを熱望すること、米国政府は清国に於て勢力的又は利益的範圍を要求する諸国に於て左記の正式的保障を為すことを切望することなど、其の要求せる保障は左の如くであつた。

第一 諸国は其の清国に於て保有することあるべき利益的範圍内又は借地内に於ける条約港又は既得の利益に何等干渉せざることを第二 右利益的範圍内の各港（自由港に非ざる限り）に於て陸揚し又は船舶せらるゝ一切の商品に對しては其の何れの国に属するを問はず、現に行はるゝ所の清国条約規則を適用すべきこと。且之に依りて賦課すべき租税は、清国政府に於て徴収すべきこと第三 諸国は右範圍内の何れの港に立寄る他国の船舶に對しても、自国の船舶に對するよりも多額の港税を賦課せざるべく、又該範圍内に敷設、監視、若くは作業せらるゝ鐵道線路上に於ては、他国民に属する商品の右範圍内に於て輸送せらるゝものに對し自国民に對する同種の商品の同距離間輸送せらるゝものに對するより多額の運賃を徴収せざること。

抑も米国が今新たに清国に關し此の主義を唱道するに至りし所以は何であるか。想うに米国の産業は晩近著大の発達を遂げ、殊に製造業に於ては長足の進歩を示し、漸次歐洲諸国の生産品の販路を蚕食して世界各方面に侵入しつゝある。特に清国に於ける其の貿易額は、之を日英諸国に比すれば當時尙お其の以下にあつたけれども、四億の人口を有する大地盤は、米国生産品の将来の好市場たること固より疑を容れざるに顧み、此の有望なる清国に向つて列国若し其の勢圏内の港湾に抛り、貿易上特殊の有利的地位を占め、而して他国之に均震する能わずとせんか、米国は其の生産品の販路に甚大の障礙を蒙らざるを得ないから、是れ即ち清国に於ける門戸開放の提議を列国に致せる所以と解すべきであらう。去れど米国の提議に接したる列国中には、其の真意に就て疑惑を挾めるものもあつた。素より列国は主義に於て米国の提議に反對すべきいわれなく、いづれも大体に於て異議なき旨を回答し、我國も十二月二十六日付を以て「今回貴国政府より開示ありたる公平寛大なる提議に對しては、諸外国政府に於て總べて承諾を表するに於ては帝國政府に於ても欣然承諾を表すべきことを茲に言明するは甚だ光榮とする所に有之云々」と回答した。

露国は、当初米国の提議をもつて米国自身の發意でなく對露防圧を企図する英國の慾想に出たものと疑うようであつたが、當時駐米公使であつた小村の三十三年一月八日附報告中に

『当地米国目下の情況に於ては、当国が聊かにても英國と連衡するが如き形迹あるに於ては当国に数少なからざる独逸人及び愛蘭人は拳つて政府に反對すべく、本年の政選期を控ゆる大統領は本件について英國と結託する等のこと万々無之、既に本期議會に大統領の廻付したる教書中にも、英國との關係には成るべく諒及せずして、却つて独逸との親密なる關係を揚言せるが如き、その苦心を見るべく、即ち今回の交渉は全く当国政府自身の意見に出で、最初の發議に關しては英國政府更に与り知らず、畢竟時機の遅れざる前に清国に於ける米国の通商權利を保全せんとするの政策に外ならず。』

とあるが、この推断は正鵠を得たものであつた。要するに門戸開放に關する米国のこの提議は、清国に於ける各国の利益範圍又は租借地内に於ける既得利益の尊重と經濟上の均等待遇とを主眼としたものであるから、この提議の趣旨にして誠実に実行されるならば、謂ゆる勢力範圍、若しくは利益範圍の名に於て清国の事實的分割を来せうとする危険を阻止し、清国に於ける列国の利益斷絶は、少くも表面これを実行するにその辞なきに至つたであらう。しかるに米政府の右提議あつて間もなく、義和団事変は突如勃発し、清国は一大騷擾の渦中に投ぜられ、次で露国の滿洲占拠となり、門戸開放主義の無視から、転じて滿洲問題の發展となつたのである。

第三節 米布合併の対策

小村の外務次官として在職二年三ヶ月の間、最も心血を傾けたのは、第一は朝鮮問題であつたが、朝鮮に於ける日